

平成22年度

外部評価結果報告書

平成22年10月

会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価対象施策	2
3	外部評価結果	3
4	おわりに	17

参考資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	1
2	会議経過	1
3	会津若松市外部評価委員会開催要綱	2

1 はじめに

行政評価の取り組みについては、その必要性、重要性から数多くの自治体で取り組みが進められている。会津若松市においても、平成13年度から行政内部における評価を実施しており、今年度で10年目の節目を迎えることになった。その評価目的は、計画・実施・評価・改善のマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を行うこと、とされている。

本市では、平成17年度から内部評価に加えて、学識経験者等による外部評価を実施することとした。いわゆる第三者の視点から、客観的に施策等に対する評価を行い、これを生かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指すものである。しかし、外部評価は、制度としては依然発展途上にあり、評価対象、方法、委員構成等、手法の改善を図りながら進めることが避けられない。

当委員会でも、平成19年度より委員構成を充実させ、今年度は外部評価対象施策の絞り込みなど、各施策への掘り下げた議論が行える環境に配慮してきた。しかし、委員からの意見にあるように、現状は、短期集中型の審議によるかなりのハードスケジュールであることに違いはない。委員会の開催日時、時間配分、事前準備の方法など、更なる改善を図ることが必要である。

世界的な経済危機後の日本経済、今は回復基調にあると言われながら、本市を含む地方の実情はむしろ深刻さを増している。本報告書には、評価対象施策のそれぞれにおいて、様々な角度からの意見や提案が示されている。行政は、市民の持つ参画の意志や力を信じ、その潜在力を最大限生かした協働の仕組みづくりに粘り強く取り組む必要がある。安心してこの地で住み続けられる在り方を、市民と共に探ることである。

行政は、地域の中で市民と共に、市の、地域の現状と課題を考え、12万市民の知恵と力を結集することが求められている。先端の技術と知をこの地域の知恵と力に生かし、限られた予算の中で、どうすれば実際のニーズを充足していくことができるか。全職員が創意工夫を凝らして、市民の理解や満足度の向上を図り、常に市民の目線、立場に立って、市政運営に尽力されることを強く願うものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	佐々木 篤信
	副委員長	五十嵐 聰子
	委員	長嶋 栄治
	委員	遠藤 久
	委員	築田 直幸
	委員	岡田 友子

2 外部評価対象施策

外部評価対象施策については、第6次長期総合計画のまちづくりの基本政策の6つの柱の中から、柱毎に1つの基本施策を外部評価委員会にて選定し、基本施策6施策を外部評価の対象とした。

また、外部評価により市民の意見を把握すべく、事務事業「財政調整基金積立金」についても、外部評価の対象として追加した。

【外部評価対象施策】

政策の柱	外部評価対象施策名	主管部課
政策の柱1「健康福祉」	地域福祉を推進する	健康福祉部社会福祉課
政策の柱2「教育文化」	高等教育機関との連携を強化する	企画政策部地域づくり課
政策の柱3「産業経済」	交流と共生により農業・農村を活性化する	農政部農政課
政策の柱4「生活環境」	地域情報化を推進する	総務部情報政策課
政策の柱5「都市基盤」	総合的かつ計画的な都市づくりを推進する	建設部都市計画課
政策の柱6「協働参画」	ボランティア・NPOなどの活動を振興する	企画政策部企画調整課

【外部評価対象事務事業】

外部評価対象事務事業名	主管部課
財政調整基金積立金	財務部財政課

3 外部評価結果

外部評価結果については、基本施策内容の説明を受け、委員各々の視点により評価を行ったものであり、その内容については最終評価の参考として活用されたい。

また、基本施策の評価だけではなく、施策体系の中の事務事業についても、今後のあり方や方向性等の意見も附帯意見として報告するので、今後の市政運営の参考とされることを併せて希望するものである。

【外部評価結果】

施策名	地域福祉を推進する	主管部課	健康福祉部社会福祉課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉を地域社会における生活全般の視点で見直し、様々な課題や問題について、地域住民と行政が協力して解決していく仕組みの構築を図ります。 ○ 福祉関係団体との連携を図り、地域福祉活動を支える組織の育成や地域住民の共助の精神を醸成します。 ○ 高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとにやさしいまちづくり推進事業 ○ 地域福祉計画の調査・研究 ○ 会津若松市社会福祉協議会補助金 ○ 手話奉仕員養成事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の計画的推進は、医療保健、子育て、障がい者、高齢者など「福祉健康」政策における課題の解決を図る上で最も重要な位置を占めており、個々の施策を「地域福祉」の視点から見直し、関係機関・団体の横のつながりによる対応に力を注いでほしい。 ○ 地域福祉の計画的推進は、計画作成段階からの関係団体や市民の参加・参画なしには不可能であり、それぞれの関係機関や地域の特性を視野に入れた検討の機会、意見集約の仕組みを作る必要がある。 ○ 成果指標が、福祉ボランティアの登録者数だけというのはあまりに狭すぎる。この領域は、数値だけにとられない成果指標が必要ではないか。 ○ 成果指標の計算方法を「地域福祉ボランティアの有効登録者数」（実可動2回以上）にした方が、現状をより把握できる。 ○ 安否確認が必要な高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭について、早急にリストやマップを作成し、緊急時に対応できる環境を作る必要がある。情報の収集は、住民基本台帳、民生委員等の関係機関に加え、近隣住民（町内会・自治会）の協力を含めて行ってほしい。 ○ 障がい者の支援活動が、今年度より場所（障がい者支援センター）を確保して稼働できた事は大いに評価したい。しかし、自由に移動が出来ない障がい者の視点に立てば、将来的には、場所は街中の方が良いのではないか。 ○ 社会福祉に関連したサービスの提供などが大きく変わる時期であることを、市はきちんと認識していると思う。 ○ 住民と行政が協力して解決していく仕組み作りを志向しているが、具体的な「あるべき姿」の提示があれば、現状とのギャップが「解決すべき課題」として明確になる。 ○ 形式的でなく、本当に必要な福祉サービスのニーズを再検討する時期である。 ○ 地域住民の組織・システム構築の強化とともに、ボランティアの参加意識の向上を図る必要がある。 ○ 地域福祉には、子ども・高齢者・障がい者などの弱者を支えるまちづくりを推進する必要がある。 		

<p>事務事業 への意見</p>	<p>(地域福祉計画の調査・研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人間として生まれて、地域の人たちに見守られ安心して生活できることは、人間の基本的な要素ではないか。団塊の世代を含めたボランティアの方々とともに、人間の大事な根幹を守る行政と市民との協働のネットワークが早急にできることを願う。 ○ 取り組むにあたって、「NPOやボランティア」の概念がはっきりしていない。組織なのか、個人なのか、奉仕の度合による区別かなどを精査することによって、地域密着の社会福祉に深まりが生まれる。 ○ 具体的な計画案を最短で成し得てほしい。 <p>(会津若松市社会福祉協議会補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度がスタートして10年。専門職に月数万円の報酬を払って管理するほど余裕はなく、身寄りもないような場合、地域ネットワークを生かした「市民後見人」の仕組みが便利ではないか。東京、大阪では、社会福祉協議会が活動全般を監督するかたちで取り組まれているという。 ○ 補助金の支給先として、またサービスの委託先として、社会福祉協議会の組織のあり方等について提言・改善の方針が記載されているので、ぜひ実現してほしい。 ○ 社会福祉協議会のホームページのボランティア情報は、平成9年12月7日に更新されたままであり、活動の沈滞化と受けとられる。 ○ 社会福祉協議会の広報紙発行は、市政だよりとの協同折込や、希薄化している家庭・地域とのつながりが強化できるような広報活動に一步前進してはどうか。 <p>(民生委員・児童委員活動事業費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2009年度の児童虐待総件数は、過去最高の44,210件であり、大阪市の2児死亡事件や本市の事件でも、児童相談所のスタッフ充実と同時に、警察、自治体、学校（教育機関）、住民が連携して対応できる環境の必要性が強調されている。実際に機能し、命を守るネットワークに配慮してほしい。 ○ 民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、幅広い年齢層で構成できるよう努力する必要がある。 ○ 個人情報保護法の範囲の見直しを図り、時代にあった規約の見直しをする必要がある。 ○ 民生委員の相談支援活動の割合は、高齢者に関することが半数を超え、子供に関すること2割、障がいに関する事が1割弱になっており、健康な60歳以上の方であれば、相談内容からして役割を十分果たすことができる。 ○ 委員資格、選出方法を全市統一し、その内容を開示するよう努力することが望まれる。 <p>(日赤会津若松市地区業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算がないのが不思議である。各地区の寄付集金等を補助することが大切である。
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	高等教育機関との連携を強化する	所管部課	企画政策部地域づくり課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会津大学との連携を強化し、教育・文化の振興を図ります。 ○ 多様化・高度化している市民の学習ニーズに応えることで、市民一人ひとりが自主的・自発的に学ぶことの出来る生涯学習社会の実現を図ります。 ○ 地域における高等教育機関の充実を図ります。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会津大学地域教育研究等支援事業 ○ 会津コンピュータサイエンススクール実行委員会負担金 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会津にある高等教育機関の潜在力を広く地域社会に生かすことにより、多様化・高度化する市民の学習意欲に応えることは、今後一層重要になるが、会津大学と短期大学部、各専門学校が持つ力の、地域の発展、市民生活の向上に向けたシステム化が課題である。 ○ 会津大学開学以来17年目になる。高等教育関係機関、市民、民間、行政が一緒になって正面から地域活性化に向け、系統的に考え構想する時期に来ており、その機会を持ってほしい。 ○ 会津大学を卒業して会津で就職・起業する人はほとんどいないと聞いた。「かぐや」など宇宙飛行に貢献できる素晴らしい頭脳がありながら、会津の地に生かせないのは残念であり、以前にも増して社会経済が低迷する中、近い将来地元還元される連携が図れるよう行政のバックアップ体制（民間からの資金調達、学・民のつなぎ、行政の計画的な資金の投入など）を強化することが必要である。 ○ 既存ベンチャーとの連携や新たな産業創出をも目的とした事業を行っており、施策の目的に整合性がとれていない部分があるため、「地域産業の振興を図る」を目標に追加して明確にした方が良い。 ○ 小規模のベンチャー企業の設立はあるものの、既存企業との連携が少ないのは、会津大学のシーズと地域の企業が持つニーズや人材の能力、所持するノウハウに乖離があるためと考えられる。これを克服するためには、一定のノウハウを有する上場企業等を、地域の既存企業との間に介在させる施策が必要である。 ○ 起業を多くするため、また会津大学ベンチャー企業がさらに大きく飛躍するため、学生が上場企業で研修又は実際に一時期働いてみる必要がある。結果として多くのことが身につく機会になる。 ○ 農業などは雪が大きな弱点となっており、冬でも育てることの出来る農産物の研究や諸外国の品種改良への対抗、今後起こり得る食糧戦争への備え、さらに世界の農業生産物の種子が少数の企業に独占化され、遺伝子組み換え生産物が国内に流通する恐れなどから、遺伝子組み換え生産物を研究する高等研究機関の誘致も必要である。 ○ 高等教育機関との一定の連携については評価できる。 ○ 「誰しものが生涯にわたり学習できるまちをつくる」という政策の趣旨に沿った施策となっているのか、目標と取り組みの内容に乖離がある。また、会津大学の特質は、日本の最先端コンピュータ関連の研究のため、一般的知識の吸収を目的とする生涯学習活動とはマッチしない。 ○ 年齢、性別などの対象者ごとにあわせた教育文化を育てるため、新たな教育環境を整備することが必要である。 		

	<p>○ NPO団体の活用を進め、それぞれのネットワーク作りや協力体制を強化する必要がある。</p>
<p>事務事業への意見</p>	<p>(会津大学地域教育研究等支援事業)</p> <p>○ 会津大学が全体として地域貢献をするためには、4割を占める外国籍教員の持ち味を生かした独自の貢献可能性とそのための環境づくりが探られなければならない。また、大学側の参加意識及び職員のモチベーションを高めるための工夫に目を向ける必要がある。</p> <p>○ 会津大学開学以来、産学官の連携についていくつかのレベルで実施されており、経緯から学び、引き継ぐべき教訓や課題を見いだすための協議の場を、広く一般市民及び教職員参加を意識して持つことが必要と思われる。</p> <p>○ 会津大学で開発した物について、或いは、これから開発できるものについて、開発が開発だけに終わらないよう、研究している分野や、学・官・産が連携している開発できる分野などの情報発信をし、企業との橋渡しや民間活力の底上げをする必要がある。</p> <p>○ 会津大学も短期大学部も公開講座を行っているが受講できない人もおり、新しい生涯学習総合センターで高等教育機関の恩恵に与ることができれば素晴らしいことである。</p> <p>○ 奨学寄附金の活用につき、より地域貢献度の高い講座の開設が望まれる。この場合、地域とは、会津若松市を含む会津平という生の地域住民の意識向上への貢献である。</p> <p>○ 市民の一人として、開学時に比べ、地域における密着度が損なわれているのが残念であり、会津地域の教育のシンボルともいえる国際大学である会津大学の存在価値を高めることが望まれる。</p> <p>○ 市民の教育のニーズをとらえ、既存のベンチャー企業との連携の見直しや市民レベルの生涯学習に役立つ教育文化を高めてほしい。</p> <p>(会津コンピュータサイエンススクール実行委員会負担金)</p> <p>○ 創造性あふれる青少年には必要な事業であり、もっと大きなイベントにしても良いのではないか。</p>

施策名	交流と共生により農業・農村を活性化する	所管部課	農政部農政課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源をいかした都市住民との交流活動、観光農業等を通し、農業・農村の活性化を図ります。 ○ 環境に配慮した生産活動など、自然・環境と調和した農業を推進します。 ○ 農村における連帯感の醸成を図ります。 ○ 農業への理解を深めるため、食農教育の推進を図ります。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーンツーリズム支援事業 ○ 農業用使用済プラスチック適正処理事業 ○ 農村活性化プロジェクト支援事業 ○ 中山間地域等直接支払事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・農村は、その担い手がこの職業と地域で生計が成り立つこと、次世代が親の仕事を継承し、将来に展望を持てることで持続可能となる。不安を取り除くための支援体制などはできているようだが、販売ルートの確立、安定した農作物の受け入れなど、将来に向けた支援をすることが大切である。 ○ グリーンツーリズムなどを通して若者に興味・関心を持ってもらい、将来的に農村の担い手に育ってもらうことは大事なことである。どこの農村地域でも、担い手の若者が少なくなり、伝統的な文化の継承・環境の保全だけでなく防災面（消防団員の不足）などからも、この施策が大きく発展する事を願う。 ○ 本市の農家は実に多様であるが、その中で、グリーンツーリズムに適した地域（湖水に面した地域、山間地、伝統文化の保存地域など）を振興させる事が大切である。 ○ 農業の持つ多面性と言われているが、農業の振興の観点からではなく、国土保全の観点からの施策が必要である。 ○ 国土保全や自然保全を主とし、中山間地域ではないところとの農業の棲み分けを考慮して行かないと、耕作放棄地が増える。 ○ 会津の地域資源を生かした農村と都市との交流は年々増加し、今後とも期待される、努力すべき内容となっている。地域資源に誇りを持ち、自然体で対応することがもっとも望まれる。農業と観光、農業とすばらしい自然、農業を通じた教育や心の癒しは、交流人口の増加が期待され、二地域居住や田舎暮らしにも発展する。 ○ 様々な形の工夫を感じるが、景気低迷の中で社会のニーズに従って行くには、地産地消や自給自足率を上げ、生活の安定化も同時に図れるような市民の生きがいにつながる食の可能性の幅を広げていく必要がある。 ○ 農家経営の圧迫、食の安全、将来的な食の確保、子供たちの食育等、問題は数多くあるが、生産性を高める活動を更に推進することが重要である。 ○ 有機栽培がブランド化を高めて行くようなので、農薬の使用基準・使用回数等が守られているかなどのチェック体制についても情報発信してほしい。 ○ 法的枠組みや既存のシステムの中で視野を広め、発想の見直しを図り、グリーンツーリズム活動などの様々な事業の原点に立ち返って、不足や補充の観点を見出し、再構築を推進する必要がある。 		

	<p>○ 短期・長期間滞在のシステム化など、全国から農業体験者を募り、農地を開放して自給自足の生活や地元で定住してもらえる環境づくりの支援を望む。</p>
<p>事務事業への意見</p>	<p>(グリーンツーリズム支援事業)</p> <p>○ グリーンツーリズムの事業計画は、若干遅めだが適切である。また、教育界関係、子供会、家族などの需要が多いと聞くが、農政課だけではなく、商工課・観光課と連携したり、食育教育、伝統文化の体験まで広げる事が出来る事業である。</p> <p>(地域農業イベント支援事業)</p> <p>○ 農業には、生活や農業と言う仕事に根ざした儀式や祭りなどの伝統文化があり、承継されている。各地のイベントも単に売るだけでなく、地域の特徴を最大限に生かしたもので、語り継がれるようなイベントになれば良い。</p> <p>(会津米品質向上対策事業)</p> <p>○ 米作りは日本の農業農村の基本である。米作りが持続するには60kgで16,500円は必要とされているが、農協の「仮渡金」(実質手取り)は1万円程というので、価格保障と所得補償を組み合わせた継続支援が必要である。</p> <p>(農村活性化プロジェクト支援事業)</p> <p>○ 本市の市民は、市内及び会津地域全体の農業・農村に大きく食糧供給を依存している。地域農業の生き残りをかけて、地域全体の活性化に向けた意欲ある農家、集落を支援する意味は極めて大きい。</p> <p>○ 本市の市民の何割くらいが会津ブランド野菜名を知っているのか。地元の人が誇りを持って薦められるよう、まず会津人に知ってもらう事が大事ではないか。そのための情報発信を工夫してほしい。さらに、会津短大学生との連携による、会津野菜のスイーツの開発、菜種油の商品化などを図れば、ミニアンテナショップの連携などでより収益につながる。</p> <p>○ 食育の面からの地産地消と生産者の収入の安定化を図るため、会津産の野菜などを学校給食に多く取り入れることはできないか検討してほしい。</p> <p>○ 市などからの資金面の支援の問題は継続性であり、新規事業の制約がいたり、市と県からダブルで補助金をもらえないなどで、意欲ある農業関係者による新たな取り組みの多くが途中で終わってしまう。</p> <p>(中山間地域等直接支払事業)</p> <p>○ 都市計画は、農地里山の役割を取り入れた都市農地保全や振興を基点に据えたものにする事が求められている。同時に、中山間地域は限界集落化が問題とされ、地域の農地保全、集落維持、生態系維持への継続的支援は、地域全体の存続に関わる。</p> <p>○ 中山間地域は地理的に生産条件がよくない所が多いのも事実であるから、特定の作物(花・果実・豆・そば等)に絞り、観光農業と連携することが重要になっている。</p>

施策名	地域情報化を推進する	所管部課	総務部情報政策課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政サービスのより一層の電子化を推進し、住民が身近なところでＩＣＴの恩恵を受けられることができる情報社会をめざします。 ○ 利便性やサービスの向上を図るとともに、安全で安心な生活ができる地域社会づくりをめざします。 ○ 情報通信技術の活用により、地域産業の育成を支援し、地域経済の振興に貢献します。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金 ○ 庁内情報化推進事業 ○ インターネット活用推進事業 ○ 地域情報化推進事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本施策に、現代の情報社会への本当の情報政策が策定されているだろうか。テクノ論ではなく、庁内・社会で客観的に計画し、庁内各課との連携を図って行かないと、情報化の日進月歩に先を越され、主客逆転となった施策になりかねない。 ○ 市民が負担を強いられることなくインターネットを利用できる環境づくりを進めようとしているが、市民アンケート調査の結果によると、市民の地域情報化への警戒心は非常に強く、厳しい現実に直面する可能性がある。 ○ 本施策の予算配分と事務事業は、大きく行政サイドの情報化環境整備を中心に構成されている。インターネット活用推進事業の比率を高めることで、情報化を外からの「強制」と受けとめる市民意識傾向を変えていくことができるのではないか。 ○ 「知らない・使えない」の壁をなくす取り組みについては、単にＩＣＴの活用を押しつけるだけではなく、「知らない・使えない」なりの地域情報化の仕様があっても良いのではないか。 ○ これからの時代は、誰もがそれぞれの状況に合わせて、楽しみながら情報関連の機器に近づき学ぶことのできる環境を整備することが望まれるが、市民が情報のＩＴ化に取り残されないように補助的措置を講じることが大切である。 ○ 早くから電算システム導入がなされ、会津大学の設立とともにＩＴ通信・情報処理がさらに進んで有効に機能していると感じた。一方で、ウィルス対策は不可欠なものになるので、厳重なセキュリティ体制を今後も続けることが必要である。 ○ 情報化時代に際し、社会情勢にあわせた情報処理の推進に力を注がれ、その努力に対し評価したい。これまでのシステム化に加えて、更なる最新の情報処理技術を構築してほしい。 ○ 成果指標が市ホームページアクセス数のひとつだけでは、評価をするに充分であると言えず、他に指標となるものがあることが望まれる。また、アクセス数の爆発的増加が現象としては起きているが、一部のホームページ受益者（特に愛好者・観光客）に集中しているだけで、基本施策目標の「住民が身近なところでＩＣＴの恩恵を受ける」になっているか疑問である。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進の意欲と活動は、ホームページの充実となって現れているが、生活に身近な出生、死亡などの届出書や関連申請書は、窓口でもらい提出する従来型であり、居ながらにして何でも済んでしまう、住民のための本当に良い情報化活用にはなっていないようである。 ○ 紙文化の良いところも残すという意味で、市の情報については、紙とデータとの共生型でも良いのではないか。 ○ 国や県で実施している行政手続きのオンラインサービスの利用率が低く、書類の作成（入力）にあたっての説明の不親切に原因の一つがあるように思う。操作に不慣れな方への支援として、「地域ICT利活用啓発推進員」の活躍が望まれる。 ○ 自治体システムについて、10万人規模以上の地方自治体では、自治体クラウドの導入によるコストメリットが大ききようである。また、社会保険料と国税の徴収体制の統合に伴う情報の一元化が予定されており、地方税や国保税、固定資産税の賦課徴収のためにも、システムの統一化が自然の流れのようであり、新たなシステムの投資には、慎重な検討が必要である。 ○ 来年7月24日にテレビアナログ放送が打ち切られる。突然テレビが映らなくなって市民がパニックにならないか心配である。
<p>事務事業への意見</p>	<p>(庁内情報化推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「オープンソースソフトウェア」の推進は、全国的にも注目されているようである。「地域情報推進事業」と連携しての更なる活動が、地域活性化にも資する。 <p>(インターネット活用推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを通じた情報公開・地域交流の活性化は、今後その重要性を一層拡大すると思われる。特に、高齢化する地域をネット活用で支える事例など、自治会・町内会が、インターネットを活用しながら新たな地域活性化を進めるケースも生じており、市内での情報交流の場があると便利である。 <p>(地域情報化推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世代間の情報格差を緩和するため、各地域にある公民館で講座を多く開設する事が大切であり、団塊の世代、ボランティア団体や趣味の活動団体なども巻き込めば、地域、世代間の交流も生まれる。 ○ 情報社会は、ICTを受けるかどうかを選択することができる以上に、享受することを可能とすることを前提にしており、活用しなくても享受できる、市民の権利・利益にまで高められる技術の向上と行政サービスが問われる。 ○ 世代間及び階層間の情報格差を解消・予防するためには、「市民ICTスキルアップセミナー」の充実は重要な意味を持つ。

施策名	総合的かつ計画的な都市づくりを推進する	所管部課	建設部都市計画課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少や高齢社会が進展していくなかでも、持続可能なまちづくりが図られる都市構造の構築をめざします。 ○ 真の豊かさが実感できる都市型社会を構築するために、きめ細かな制度・まちづくりにおける様々なルールづくりを推進します。 ○ 安全な建築物がたち並ぶ秩序あるまち、安全で安心なまちづくりをめざします。 ○ 計画的かつ有効な土地利用と良質な宅地開発を誘導します。 ○ 地域の自主性・特性をいかしたまちづくりを推進します。 ○ 土地区画整理事業の推進により、ゆとりある都市空間と良好な住環境を創出します。 ○ 民間活力をいかして良好な宅地を供給し、定住人口の増加を図ります。 ○ 分かりやすい住居表示のために、計画的な整備事業を進めます。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープラン改訂業務 ○ 扇町土地区画整理事業 ○ 国土調査事業 ○ 住居表示整備事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戦後の宅地造成は多様な団地を造ってきたが、建物とともに入居者が年齢を重ね、その結果、住宅地内で高齢化が進み、高齢者世帯・単身世帯が増え続けている。安心して住み慣れた地で過ごすことのできる地域システムを、都市づくり計画は正面から見据えることが強く求められている。 ○ 都市計画に沿って、着々工事が進められていることを感じるが、何世代にもわたって住み続けられる計画的な都市づくりを今後も努力してほしい。 ○ 旧市街地の空き地や団地内の不在建物があちこちに見えるが、その対策も含めた計画的な都市づくりになるように考慮してほしい。 ○ 火災の原因の2番目が、建物の老朽化による漏電であると消防の現場で言われており、防災の観点からも建物の老朽化への対策を考えてほしい。 ○ 成果指標の実績値は高いが、限られた財源の中において、残りについては、実績値の伸びも限りなく平行線に近いものになると思われるので、事務事業の選択の余地はないか考える必要がある。 ○ 低成長期へと変化した経済環境や雇用情勢は、市民の活動状況や住環境に対するニーズに大きな変化をもたらしている。この時期に都市計画マスタープランの改訂があることは、市民の意向に沿った街づくりができる良い機会である。 ○ ヨーロッパでは確立されているが、日本ではまだまだ認識されていない「景観権」を、歴史ある会津若松市の独自の街づくり文化のひとつとして形成したいものである。 ○ 都市計画マスタープランの考え方が、今までは道路づくりを基本としており、面の安定・安全が従になっていたことは否めない。面をおさえ、生活という実態に対応した総合的で計画的な都市づくりが期待されている。 ○ 扇町土地区画整理事業の事業費の重みが、他の事業の足を引っ張っている。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市づくりの達成は、先を見越した長期計画の上に成り立つ総合的な視点が必要なことから、めまぐるしい社会状況の変化で市民ニーズも様変わりするものである。市民が安全に快適な生活ができる環境と各地域の利便性などを考慮する必要がある。 ○ 各地域との意見交換や市民の声を集約するとともに、市民の関心事である、地区別の整備方針など都市計画のプランを定期的に回覧し、安全・安心、住み良いまちづくりを官民一体となって築いてほしい。
<p>事務事業への意見</p>	<p>(都市計画マスタープラン改訂業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合併に伴う本市の人口及び年齢構成変化、更に広大な水田地域や山村地域を統合した都市構想は、プラン制定後10年の内外情勢の変化を視野に入れた画期的な意味を持つものとなる。各地域の特性が引き出され、そこに住む誰もがその地域に誇りが持てるプラン見直しをしてほしい。 ○ できるだけ多くの市民が、一度だけでなくワークショップに参加・参画できる機会を設定してほしい。 ○ 今年の夏の雨量は近年経験したことのないものである。幸いにして会津地域においては一部を除いて大きな被害は聞かれないが、地球温暖化が止まらない以上、来年以降も被害をもたらす恐れがあるため、改訂における考慮の対象に値するのではないか。 ○ 県の基本理念「都市と田園地域等の共生」を尊重した、市民協働による、合併後の新たな都市計画のマスタープランの策定が望まれている。 <p>(長期未着手都市計画道路の検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの理念のもと、必要に応じた見直しが必要である。 <p>(耐震改修促進計画の策定・実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年から高確率で地震が来るとの前提で、壊滅的な被害を受けた地域の同業者救済のためのマニュアル作りと情報確保事業が始まった団体もあり、早急な建築物の耐震診断と耐震改修が必要と思われる。 <p>(国土調査事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地においては、調査期間も長期にわたることでもあり、トラブルの発生は必ずある。民間の争いは当事者間に任せる時期に来ているのではないか。 <p>(住居表示整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居表示の実施スピードが鈍っている。住居表示が未整備のため色々と困っている地区もあり、実施要件を緩和して早急に終了させたほうが市民のためには良いことである。

施策名	ボランティア・NPOなどの活動を振興する	所管部課	企画政策部企画調整課
施策の目標	○ 市民と行政がパートナーとして連携し、それぞれの役割と責任を分担し、協力しながらまちづくりに取り組む社会の実現をめざします。		
主な事務事業	○ 市民活動支援事業		
評価内容	<p>○ 「協働」は本市まちづくり推進のキーワードとされている。「協働によるまちづくり」がこれまでのまちづくりとどう異なるのかをはっきりさせ、市政だよりをはじめ、あらゆる機会にわかりやすく市民に説明し、意識的に共通理解を広め、深めていく必要がある。</p> <p>○ 定年退職期に入った団塊世代は、豊かな人生経験と知恵を持っている。生活課題と切り結んだところで、具体的な内容をあげて協働の可能性を探るべきである。</p> <p>○ 協働による基本施策の実現には、市民活動費として早期の予算化が必要である。</p> <p>○ 居住地域に降りたところで、ボランティア・NPOなどの活動実態を踏まえた、新たな可能性が検討されるような仕組み作りを考えていくべきである。</p> <p>○ 庁内の環境整備が急務である。活動内容を同じくする団体のネットワーク作りを支援する窓口、あるいは活動の相談窓口は必要と思うが、行政が個別のネットワークの拠点になるのは負担になりすぎる。</p> <p>○ 成果指標は、市民団体活動数の総数のみではなく、子育てサークルや環境保全活動団体など類似活動の市民団体ごとの数も整理したうえで総数をカウントした方が傾向を把握しやすい。</p> <p>○ 基本施策名の「ボランティア・NPO」について、ボランティア・NPOには様々な種類があり、その内容の精査が急ぎ強く望まれる。また、「活動の振興」についても、その内容が深く把握されていない。</p> <p>○ 活動しやすい環境の整備こそ急務であり、成果の見せどころではなかろうか。若松地区のNPO法人の法人認証の第1号が平成11年になされているが、その後、市民と行政の拠点づくりが1つもできていないのは、施策名の名折れである。</p> <p>○ 基本施策の状況の評価は、「あまり貢献していない」になるのではないか。</p> <p>○ ボランティア組織の構築、特に若年層の参加を促すシステムづくりが不可欠である。</p>		
事務事業への意見	<p>(市民活動支援事業)</p> <p>○ 市民活動についての情報提供やネットワークのための仕組みづくりを実際に進めるために、いつまでに何をどのように実現するのか示す必要がある。</p> <p>○ 「ネットワーク構築」とは何か。関係機関団体に呼びかけて何らかの組織、委員会の結成や会議の呼びかけが予定されているのか。</p> <p>○ 「話し相手になる」「昔話をする」といったボランティアの気持ちを有効に生かす仕組みとして、地域通貨（エコマネー）が使えないか。</p> <p>○ 地域主権を視野に入れ、今後の会津若松市の将来像を考える必要がある。</p> <p>○ 魅力的な会津若松市にするために、各課共有ボランティアのネットワークを洗い出し、再構築する必要がある。</p> <p>○ ボランティアの拠点となるセンター（場所）の確保が必要である。</p>		

	<ul style="list-style-type: none">○ 市のホームページを活用して情報の収集と発信を行う、協議会設置方法でないネットワーク構築は、行政コストの面からも大変良い方法だと考える。しかし、ボランティアが市のホームページと関わりを持ってくれるかが課題であり、情報を受ける市民の携帯電話の活用まで考えないと浸透しない恐れがある。○ 市民に対し、NPO団体の詳細について広く周知する機会を設ける必要がある。○ 各団体の具体的活動への協力体制の強化や、事業の予算化を推進する必要がある。○ 地域のネットワークづくりを発展させ、様々な場面で活動領域を結び、地域住民の協力体制をつくる必要がある。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務事業名	財政調整基金積立金	所管部課	財務部財政課
事務事業の内容	○ 年度間の財源調整、その他財政の健全な運営に資するため、財政調整基金の計画的な管理を行う。		
評価内容	<p>○ 当初予算の段階で財政調整基金の積み立てを行い、確実に積み立てることも必要である。また、活用にあたっては、経済情勢等に応じて柔軟に活用することが望ましい。</p> <p>○ 以上のような意見が大勢であったが、税金など歳入への影響もあり、柔軟に積み立てて行かざるを得ない面もある。</p> <p>このため、姿勢としては、当初から予算化して行くことを望むものであるが、機械的に積み立てをするということではなく、市民サービスの向上にいつでも活用できるよう努力してほしい。</p>		

4 おわりに

外部評価の取り組みについて、各委員より意見等があったので、今後の取り組み改善の参考として活用されたい。

【外部評価制度への意見等】

(外部評価制度について)

- 外部評価制度は、行政側の施策を理解するだけでなく、施策に対する幅広い意見、アドバイス、効率を上げる方法などが話し合われる重要な制度だと考える。
- 市民の意見集約の機会を増やし、官民が交流する場を定期的に設け、市民が気軽に参加できる風通しの良い市政であることを希望する。市民が関心を抱き、意見が反映できる場づくりを期待する。
- 市民に委員会開催を告知するなど、委員会の議論をオープンにすべきではないか。
- 外部評価の意見等が、どのように生かされ、どのような効果があったか、知っておきたい。

(委員会の進め方について)

- 今年度は、6つの基本施策に外部評価対象施策数を絞り込んだことや、8月・9月の2ヶ月間での開催と期間を広げ、準備の時間に余裕が持てたことにより、取り組みやすかった。
- 今年度は、昨年度選択した基本施策を外したことで、2年かけてより広範な対象を評価することができた。しかし、今のスタイルでは、全体を対象とするのに何年もかかり、膨大な時間と労力が求められる。他の自治体のやり方にもアンテナを張って、より良い方法を探ることは必要である。
- 今年度は、評価委員からの基本施策に対する事前の意見送付を行ったことにより、意見交換はとても活発だった。
- 2回にわたる説明でより深い理解を評価委員は得ることができ、主管課担当者からの説明では、時に評価委員からの鋭い指摘に戸惑う場面や、内部評価の矛盾や課題が明らかになった時もあった。
- 今年度は、事前の資料配布により、事前準備に時間をかけることができた。
- 今年度は、合議をして意見をまとめる作業がなくなったため、会議の時間に余裕ができ、さらに、他の委員の意見を必要以上に斟酌することなく、素直に自分の意見を記述することができた。
- 市の施策全てを評価することは難しく、今年度のような抜き取り調査的な施策の選定が望ましい。
- 委員会の5回という回数を有効に活用するための進め方を、よく考えてほしい。
- 説明時間、評価の時間をもう少しとってほしい。

(その他)

- 会議の場所環境が良くない。モチベーションを高め維持するのに苦労する。個人的には、報酬は要らないので、もう少し良い場所で会議を行いたい。
- 評価票の提出については、評価シートにPCで入力でき、メールで送信出来て手間がかからず有難かった。
- 一市民としての守備範囲が限られているので、評価するには理解不足と考える分野もある。委員としての義務感から無理に評価をしているが、評価なしも許容してもらえると有難い。

【行政評価制度への意見等】

(制度について)

- 今年度の評価票は、評価する側からは内容が見やすく問題点もわかりやすかった。今後、この評価票を十分に生かせるような方向づけをすることが大切である。
- 今年度の評価票は、昨年度に比較し、事業の詳細やカテゴリーが簡潔に区分し説明がされ、不慣れた評価委員としては理解度が増した。
- 市の事業の取り組みの課題が多くある中、職員の方々は日々努力されていることと思う。社会情勢の悪化で生活の圧迫が著しく、経済的に余裕のない市民も多く見受けられる。安住のまちづくりを市民と一体となって築きあげられることを望む。

參考資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	佐々木 篤信	学識経験者等（会津大学教授）
副委員長	五十嵐 聰子	学識経験者等（前市総合計画審議会委員）
委員	長嶋 栄治	学識経験者等（司法書士）
	遠藤 久	学識経験者等（税理士）
	築田 直幸	市民公募委員
	岡田 友子	市民公募委員

2 会議経過

	開催日	協議内容等
第1回	8月17日	行政評価・外部評価の実施について説明 外部評価対象施策選定 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第2回	8月26日	第1回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第3回	9月21日	第2回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第4回	9月28日	第3回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 行政評価・外部評価制度に関する意見交換 外部評価結果報告書（案）について検討
第5回	10月19日	外部評価対象事務事業について主管課説明・評価 外部評価結果報告書（案）について検討・決定

3 会津若松市外部評価委員会開催要綱

会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁)

(平成19年6月1日一部改正)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 2人

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。